

【新旧対照表】 JAL カード家族プログラム会員規約の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第 2 条（家族プログラム会員）	第 2 条（家族プログラム会員）
<p>3.（2）親会員と生計を同一にする親族のうち配偶者または一親等の家族（両親・子ども）、もしくは親会員の JAL カード家族会員であること。ただし、親会員と名字が異なる場合には、親会員と同居していること。</p>	<p>3.（2）親会員と生計を同一にする親族のうち配偶者または一親等の家族（両親・子ども）、もしくは親会員の JAL カード家族会員であること。ただし、親会員と名字が異なる場合には、親会員と同居していること。<u>なお、配偶者の登録は 1 名までとする。</u></p>
<p>4. 家族プログラムの登録には、各個人ごとの承諾が必要となります。（未成年の方の場合には親権者の方の同意も必要となります。）これらの承諾がなかったことによる損害について、両社はその責を一切負わないこととします。なお、必要に応じて第 2 条で定める「家族」であることの証明を求めます。</p>	<p>4. 家族プログラムの登録には、各個人ごとの承諾が必要となります。（<u>18 歳未満の方の場合には</u>親権者の方の同意も必要となります。）これらの承諾がなかったことによる損害について、両社はその責を一切負わないこととします。なお、必要に応じて第 2 条で定める「家族」であることの証明を求めます。</p>
第 4 条（マイル合算と照会）	第 4 条（マイル合算と照会）
<p>5. 親会員または 18 歳以上の子会員は、第 1 項に定めるマイルの照会、または特典交換についての申し込みなどに際し、ほかの家族プログラム会員の下承を得るものとします。（未成年の方の場合には親権者の方の同意も必要となります。）万一、かかる下承を得ずに申し込みなどが行われ、その結果、ほかの家族プログラム会員または両社に損害が生じた場合、両社はその責任を一切負わず、損害については親会員が責を負うものとします。</p>	<p>5. 親会員または 18 歳以上の子会員は、第 1 項に定めるマイルの照会、または特典交換についての申し込みなどに際し、ほかの家族プログラム会員の下承を得るものとします。（<u>18 歳未満の方の場合には</u>親権者の方の同意も必要となります。）万一、かかる下承を得ずに申し込みなどが行われ、その結果、ほかの家族プログラム会員または両社に損害が生じた場合、両社はその責任を一切負わず、損害については親会員が責を負うものとします。</p>
第 6 条（退会と家族プログラム会員の登録取消）	第 6 条（退会と家族プログラム会員の登録取消）
<p>1. 親会員が家族プログラムから退会する場合は、所定の届出書を提出することにより、家族プログラムをいつでも退会することができます。なお、親会員の交代を行わず、親会員が家族プログラムから退会した場合、子会員も自動的に退会となります。</p>	<p>1. 親会員が家族プログラムから退会する場合は、所定の<u>届け出をすることにより</u>、家族プログラムをいつでも退会することができます。なお、親会員の交代を行わず、親会員が家族プログラムから退会した場合、子会員も自動的に退会となります。</p>

<p>2.子会員は所定の届出書を提出する方法により、自ら家族プログラムをいつでも退会することができます。（未成年の方の場合には親権者の方の同意が必要となります。）</p>	<p>2.子会員は所定の届け出をすることにより、自ら家族プログラムをいつでも退会することができます。 （<u>18歳未満</u>の方の場合には親権者の方の同意が必要となります。）</p>
<p>—</p>	<p><u>3. 親会員は、所定の届け出をすることにより、本人の同意を得ずに子会員をいつでも退会させることができます。</u></p>
<p>3.前 2 項の場合において、JAL カードまたは JMB の会員資格には何らの影響も与えないものとします。</p>	<p><u>4.前 3 項の場合において、JAL カードまたは JMB の会員資格には何らの影響も与えないものとします。</u></p>
<p>4.家族プログラム会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、日本航空は何ら通知、催告を要することなく家族プログラム会員の登録を取り消すことができます。</p>	<p><u>5.家族プログラム会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、日本航空は何ら通知、催告を要することなく家族プログラム会員の登録を取り消すことができます。</u></p>